

13

AZ
512
E53

産業報國運動資料の一

産業報國運動要綱

厚生省労働局

J10



0037764000

0037764-000

AZ-512-E53

産業報國運動要綱

厚生省労働局

[1939]

AGF

AZ
512
E53



89W54015

はしがき

産業報國運動は、全産業人の積極的努力と關係方面の熱意ある指導に依つて、極めて急速なる進展を示しつゝある。従つて、現下に於ける指導者の責務は特に重大と謂はねばならぬ。即ち、先づ指導者自身が、産業報國運動の眞髓とその指導方針に關して、明確なる認識を持つことが肝要である。茲を以て、各方面の意見をも參酌して産業報國運動に關する本要綱を編輯し、その指導上の参考に資することとした。

勿論、本運動は生成發展の途上にあるのであつて、今日その全貌と詳細なる具體的方針を説明することは極めて困難であると共に、將來の専門的學者の研究及び全産業人の創意と體驗により整備充實せねばならぬ所は多大であつて、本要綱はその概要を述べて居るに過ぎない。更に各方面の研鑽努力に依つて本運動の本格的體制の確立されることを希望して止まない。

尙本運動の發展段階と研究實踐の結果に即應して、順次各細目の具體的方策を取纏め、指導上の參考資料を配布したいと考へて居る次第である。

昭和十四年十一月

産業報國運動要綱 目次

第一章 概 説	一
第一節 産業報國運動の歴史的必然性	一
一 日本精神の昂揚	一
二 戦時經濟體制の整備強化	八
第二節 産業報國運動の發展經過	七
一 勞資關係の指導精神の轉換	七
二 産業勞働政策の進展	九
第二章 産業報國運動の基礎理論	三
第一節 指導精神	三
第二節 組織理論	六
第三節 産業報國運動の使命と所謂勞働問題	三
第三章 産業報國會	三
第一節 産業報國會の本質	三

附錄 産業報國運動關係通牒

- 一 勞資關係調整方策實施ニ關スル件依命通牒……………五
- 一 産業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒……………五九
- 一 産業報國聯合會設置要綱ニ關スル件……………六〇
- 一 産業報國聯合會ノ組織並ニ事業等ニ關スル件……………六三
- 一 産業報國聯合會ノ指導方策要綱ニ關スル件……………六六
- 一 産業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒……………六八
- 一 産業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒……………六九
- 一 鑛山方面ニ於ケル産業報國會(鑛業報國會)ノ取扱方ニ關スル件……………七〇
- 一 興亞奉公日ニ於ケル産業報國會ノ行事ニ關スル件……………七一

第二章 産業報國會の事業……………七

第三章 産業報國會の機構……………四三

第四章 産業報國聯合會……………四六

第一節 聯合會設置の目的……………四七

第二節 聯合會の機構……………四七

第三節 聯合會の事業……………五一

産業報國運動要綱

第一章 概 説

産業報國運動は、國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、其の普及徹底を圖ると共に、之に即する新産業労働體制を樹立して其の全機能の振興發揚を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。

本運動は、其の提唱以來、産業人の積極的努力と關係方面の熱意ある協力指導とに依つて、今や産業労働界の大勢を制するに至つた。斯る趨勢は産業報國運動が興亞の大業翼賛の爲に喫緊の要務たるに止らず、日本國家の進展過程に於ける歴史的必然性を有することに基くのであつて之を深く認識する必要がある。

第一節 産業報國運動の歴史的必然性

一 日本精神の昂揚

明治以來の思想史的沿革は、之を要するに、當時の世界的時代思潮たる自由主義個人主

義の思想が我が國の制度文化の基調として採り入れられ、國民個人の充實と國力の發展とを招來し、民主主義の流入以來は、それは國民一般の思潮となつて一世を風靡した。次で之に對抗する社會主義共產主義の横行を見るに及んで、それは社會改革の指導原理たるかの觀を呈したのであつた。

然るに我が國力の充實發展するに伴つて、民族的自覺は次第に深まり、日本民族固有の思想、日本國家本來の姿に對する認識と覺醒とが起つて來た。滿洲事變以來の日本主義運動の擡頭はこの現はれと謂ふべく、其の後幾多の試練と年月を経るに従つて、日本精神の眞髓は次第に昂揚せられ、國民全般に信念化せられるに至つたのである。

一面内外各般の情勢を見るに、最早從前の外來思想と之に基く制度文化を以てしては、日本國家將來の飛躍的發展は期し得られない有様となつた。

今や我が國は、民族固有の日本精神に基いて曾ての時代思想とその文化とを包攝し、精選して偉大なる新文化を建設すると共に、八紘一字の精神によつて之を世界に宣布せんとするに至つたのである。

外來思想の下に觀念せられたる勞資の關係も、當然清算せらるべき段階に達して居る。大和民族固有の精神たる日本精神に即して新産業勞働體制を樹立せんとするの要望が朝

野の聲となつた根本には思想史的必然性があるのであり、更に本運動に依り舊思想の殘滓を拂拭すべき任務を有する所以である。

(一) 自由主義社會主義思想等の流入

王政復古の大業に依り國體に立脚した政治の大本が明確にせられたのであるが、鎖國三百年の後始めて燦然たる歐米文化に接した我國の朝野が、競つて之等の文物を無條件に輸入して明治の文化を建設したのは想像に難くない。

随つて文化の基礎である各種の思想も我國に流入したのは當然であつた。英國流の功利主義、佛蘭西革命以來の自由民權思想、米國流の基督教的博愛主義等が之である。功利主義自由主義は我國經濟組織の指導原理となり、一部の自由民權思想と基督教的博愛主義は初期に於ける社會主義運動の搖籃となつたのである。

我國の經濟社會は先進諸國の模倣と政府の保護政策とに依つて次第に成長したのであるが、著しく膨脹したのは日清戦争前後である。即ち、戦争當時の軍需工業の勃興と戦後に於ける三億圓の賠償金の流入とは急激な資本勞働の増加と曾て見ない好景氣とを招來した。然し其の反動は明治三十年早くも襲來して過剰生産となり、工場閉鎖、失業者續出等産業勞働界に一大波瀾を捲き起したのである。之に刺戟せられて社會主義

思想の研究が勃興し、労働組合等の萌芽を見るやうになつたのである。

日露戦争前後より斯る社会主義運動は漸く其の鋭鋒を現はし、大杉一派の赤旗事件、幸徳秋水一派の大逆事件等が発生するに及んだが当局の徹底的取締に依り漸く其の勢力は一頓座した。

世界大戦は二千七百萬の人命と三千億弗の財力とを犠牲にして世界の強弱國が凡てを擧げて戦つた大規模なものであつただけに、政治、經濟、思想の各分野に亘つて人類史上一新紀元を劃したものであつた。經濟上に之を見れば、世界市場を獨占して居た歐洲諸國は生産機能を擧げて軍需工業に轉換し、而も戰勝國と戰敗國とを問はず等しく世界的不況に遭遇するに及んで、經濟の實質と貿易關係とに一大異變を齎した。思想上から之を見れば、歐洲大戦が獨逸の軍國主義に對する英、米、佛の民主主義國家の勝利と宣傳せらるゝに及び、民主主義思想は人類本然の思想の如く世界を風靡したのであつた。政治的に觀察すれば、大正六年のロシヤ共產革命の成立であつて、労働者農民の獨裁共產制を看板とせるソビエト共和國の出現である。斯る世界の趨勢は我國の經濟に、思想に、政治に一大影響を齎したのは謂ふまでもない。

我國經濟組織が、小規模産業組織より近代的大規模産業組織に發展し、資本主義的思

想と其の影響とが顯著になつたのも歐洲大戦を契機とした。

民主主義思想が、人類共通の本然的思想の如く我が國民思潮に浸潤し、社會常識の基礎となつたのも歐洲大戦後の歐米文化の影響である。

大戦後歐米を風靡した社會主義の諸運動も亦そのまゝ我が國に流入し、其の指導理論の絢爛さに於て、運動展開の分野に於て、運動推進の激烈さに於て未曾有の情勢を現出した。

社會運動の指導原理たる社會主義は無政府主義と共產主義とに分科し、更に共產主義と社會民主主義とに分離した。指導原理の分裂に伴つて、社會主義運動の實質は複雑多岐に亘ると共に、其の分野に於ても労働運動、農民運動、水平運動、學生運動、文化運動、政治運動等各方面に亘り全面的闘争に發展した。而も各運動が資本主義の弊害を衝き、支配階級に對する階級闘争を至上のものとして考へて、全情熱を傾倒して居たことは其の軌を一にする處である。就中日本共產黨とその指導下の團體が執拗果敢な闘争を繰り返したことは、世人の記憶に新なる處であると思ふ。

斯る一般情勢に對し、朝野を問はず其の對策に腐心し、其の前途は深く憂慮せられたのであるが、國體背反の思想と運動の榮えた例はない。其の後に於ける國民の民族的

覺醒は内外客觀情勢の變化と相俟つて、本運動も凋落の運命を辿るに至つたのである。

(二) 日本主義運動の擡頭と日本精神の昂揚

昭和年間に及び、歐米思想を基調とする在來の制度、文化の上に多くの混亂矛盾が顯はれて來た。國民經濟は、世界的經濟不況と排日貨との影響を受けて萎靡沈滞し、失業者の續出と勞働賃金の低下を招來し、勞資の對立は益々深刻化して來た。殊に農山漁村の疲弊著しく、而も其の状態は永續して恢復の曙光すら認め得ざる情況となつた。一面國家の非常時に直面せる政治の實情は、其の實績の擧らざるのみならず往々國民的反感と失望とを抱かしむる有様であつた。剩へ外交の萎靡退嬰は、追隨外交の名を以て國民の不評を買ひ、我が特殊權益が蹂躪せらるゝのも一再に止まらなかつたのである。以上内外の情勢は各方面に亘り所謂非常時の様相を呈するに至つたのである。滿洲事變の勃發は以上の完全な内外情勢の行詰りに一大轉期を劃する契機となつた。滿洲事變の善後處置は、在來の觀念と公式とを以てしては解決出來なかつたのである。のみならず、行詰れる國際情勢に突撃路を見出した原動力は、更に國內の庶政一新に希望を繋ぐこととなつた。滿洲事變後澎湃として擡頭した日本主義の諸運動が、

革新原理として日本精神を把握し、非常時の根本原因は國體の眞姿の顯現せられざるに在りとし、各々具體的な國家改造理論を有したのは以上の客觀情勢に依る所である。又思想運動と云はんより寧ろ著しく政治的色彩を帶び、所謂昭和維新の斷行を叫び、其の手段の矯激に亘つたことも亦同様の理由に依るのである。

斯くして所謂血盟團事件より帝都叛亂事件まで僅か四ヶ年の間にこの種の事件は三十數件の多數に上つて居る。其の動機、手段に對しては多くの批判の餘地があり夫々國法の處斷を受けたのであるが、只世人は多く突發する個々の事件に惑亂され、其の當否の批判に急なるの餘り、事件續發の根本素因と國家進展の大動向とを達觀するの士は尠なかつたやに見受けられる。今日より之を回顧すれば、歐米思想に基く文化が其の役割を果し、日本國家は之を包攝して、國體精神に基く更に偉大なる新文化の建設に向つて躍進途上に在り、個々の事件は此の大動向の上に浮べる一事象たるに過ぎなかつたのである。

帝都叛亂事件を契機として從來のこの種の運動に於ては、其の手段に付ての反省と共に一部に於て國家社會主義的色彩あるやの非難のあつた指導理論が更に思想的に検討を加へられるに至つた様である。斯くて國內各分野に亘り、日本の國體と日本精神が

思想として、信仰として、新文化建設の基本精神として更に深く體得實踐せられるやうになつた。斯る大勢に伴つて、國民の一般思想の根底にも國體觀念は次第に深まつて來たのである。

今次事變勃發以來、全國民は八紘一宇の民族的大理想に基く東亞新秩序建設の爲に、身命を抛つて御奉公の誠を盡して居る。日本精神に基く新文化建設の實踐を通じて萬民舉つて日本精神を具體的に體得しつゝあるのである。國內の戰時體制は同一指導原理の下に各分野に亘つて再編成が行はれて居る。今や日本精神は、國家の動向と國民行動の指針として採り上げられるに至つて居るのである。

茲に産業労働界の根本思想が、國體の本義に基く日本精神に依つて統一せられんとする思想的必然性があると共に本運動に依り更に之を徹底し、如何なる時局に遭遇するも微動だもせざる恒久的思想體制を樹立せなければならぬのである。

二 戰時經濟體制の整備強化

今日の統制經濟實施の現段階が自由主義的資本主義の修正か將又所謂計畫經濟其のものかに就ては各人の認識及び用語の概念に依つて異なる處であらうが、當面の戰爭目的完遂上必要なる現實の中に新しい經濟體制が整備確立されて行く事實は認めねばならない。

従つて過去の經濟組織に於て妥當視せられた現象乃至制度は、萬般に亘り新しい角度より再検討を要することゝなつたのである。特に經濟組織と密接不可分な労働問題が百八十度の轉換をなし、新經濟體制の一翼として新しい出發點に立つに至つたことは當然のことである。經濟體制の推移の部面から考へても新産業労働體制として産業報國運動の擡頭するに至つた必然性が認められるのである。

(一) 自由主義的資本主義組織と産業労働體制

我國の産業界は、前述の如く歐洲大戰を契機とし大戰當時の地理的環境と海外需要増加に惠まれて飛躍的發展を遂げ、小規模産業より大産業組織に轉換し、茲に日本近代産業組織の基礎が確立したのである。爾來我國産業界が日進月歩、日本國家の興隆に寄與せし所の至大であるのは萬人の認める處であるが、今日産業界が一大轉換期に遭遇するに至つた根本原因は當時に於て既に包藏して居つたのである。當時の産業組織の移入整備が單に技術を諸外國に依據したるのみならず、其の根本精神乃至世界觀をも同時に移入したのであつた。外國人に特に顯著なる個人主義唯物主義と外來産業の基本理念である功利主義自由主義とは、日本近代産業の指導理論として無意識の内に採り入れられて居つたのである。勿論産業界達識の士が事業場の經營方針等に於て特

異の見識を發揮した事例は尠くないであらうが、産業界全體としては自由主義的資本主義制度が近代産業の性格となつたのである。

斯る體制下に於ける國家と産業との關係を観察すると、産業は主として産業人の營利の對象として考へられ、國家はなるべく之に干渉せず産業人の營利心、利己心に依つて産業の發達を計り併せて國力の充實を期するといふ建前であつた。事業主と勞務者との關係に付ても自由契約に依る雇傭關係以上のものではない。事業主中には家内産業當時の徒弟に對する温情主義を採り入れた所もあるが、全般的に觀察すれば、營利の爲に勞働力を賃金で購ふ立場に立ち、従つて自己の利益の爲に勞賃の低下を圖るのは自然の勢であつた。勞務者も亦同一經濟事情に於ては事業場及び事業主とは精神的、人格的連繫を持たず、自己の賃金額が最大の關心事であつた事も當然である。國家の勞資問題に對する態度も人道的な弱者保護、換言すれば、社會政策的立場に於て此の間に處して來たのである。

斯る自由主義的資本主義體制下に於ては、賃金其の他の勞働條件に對する兩者意見の不合致を招來するのも當然であつて、大正七八年以來勞働爭議の激發を見、勞働問題が一大社會問題として登場するに至つた。又以上の情勢下に於ては同一の立場に置か

れた勞働者が相結束して事業主に對抗し、團結して勞働組合の結成發展を見るに至つたのである。

此の階級對立的傾向は、大戰後歐洲を風靡した社會主義的思想と運動が我が國に流入して以來益々激化し、勞資は搾取するものと搾取せらるゝものとの仇敵關係にあるものと説かれるのみならず、共產黨は勞働爭議を革命遂行の大衆訓練として指導し、組合を共產黨員育成の貯水池と考ふるに及び其の影響は勞働運動全般を矯激化するに至つたのである。

當時の政府としては、無政府主義乃至共產主義運動に對する取締と平行して爭議に對しては勞働爭議調停法を制定し、昭和六年の議會には結果に於て審議未了となつたのであるが、勞働組合法案を提出して矯激な勞働組合運動に適正な規制を加へ勞資の合理的交渉の基礎の下に勞働條件の適正化を圖らんとしたのである。

(二) 戦時經濟體制と産業勞働體制

然るに滿洲事變前後より世界の大勢は次第に變化した。歐洲大戰以來、現状維持諸國の傀儡として久しく人道と平和との名分の下に君臨した國際聯盟は、漸く其の機能を喪失するに至つた。

斯る現象は現状維持的政治力の世界支配の没落を意味する。世界は今や、新しい指導原理に立つ政治力、新秩序の生れ出づべき一大轉換期に際會して居るのである。自由主義的資本主義經濟體制亦然り。世界經濟はブロック經濟に、各國內の體制は準戰時體制より進んで戰時經濟體制の強化整備へと一路邁進して居る。

我國は、聖戰二年有餘、東亞の天地に八紘一字の精神に基く新秩序を建設し、以て世界の新秩序と恒久平和とに貢献せんことを期して居るのである。國內體制は單に戰時體制に止まることなく、東亞新秩序に照應せる國內新秩序の意義を有する。産業報國運動による新しい産業勞働體制の樹立は斯る觀點から考へられねばならぬと思ふ。

(1) 滿洲事變の勃發と滿洲國の建設は我國の自由主義的政治經濟思想等に一大變化を齎したのであるが、靜かに回顧すれば滿洲事變其のものも世界的各般の情勢に於て當然起るべき素因があり勃發すべくして勃發したのである。

明治維新以來立遅れて居た我國の産業界は、國民全部の研究努力勤勉と歐洲大戰當時の幸運に恵まれて、先進諸國を排除して次第に世界の市場に雄飛するに至り、メイド・イン・ジャパンの商標は先進國の販路を奪ふに至つた。

先進諸國は、内に國力の疲弊と戦後の不況とに苦しみ、外、新興國の經濟的進出に

遭遇するに及んで、次第にその自由主義的經濟理論のみでは之を打開することが困難となつて來た。かくて外に向つてはその根本的經濟理論たる國際的自由貿易の方針を自ら拋棄せざるを得ざるに至り、日本製品を其の本國は勿論殖民地よりボイコットして輸入を禁遏し、又は高額の輸入税による關稅障壁に依つて輸入を抑壓し、或は輸入割當制を採用して日本經濟の世界的進出を阻むに至つたのである。

斯る諸外國の情勢は必然的に世界經濟のブロック化を招來したと同時に、後れて上昇期に向はんとした我國の經濟體制に一大轉換を餘儀なくせしむるに至つたのである。諸外國の政策に對しては政府に於て之を緩和せしむる凡ゆる努力の拂はれたのは勿論であるが、經濟界そのものも從來の主義方針に變更を加へ或は産業合理化運動又は重要産業統制法の制定等各般の努力により其の壓迫に抗したのである。然し乍ら既に世界經濟の大勢は、東亞を打つて一丸とする經濟體制の樹立を必須とする情勢に立ち到つて居たのであつて、滿洲事變はかゝる經濟的情勢を背景として起つたのである。

滿洲事變に對しては、政治的には滿洲國の不承認は勿論日本を侵略國として國際聯盟機構を利用して攻撃し、經濟的には經濟制裁條項により各國の從來の經濟的壓迫

に拍車を掛けたのであつた。斯る情勢下に於ける日本としては、國際貿易に對する國家統制を強化すると共に、日滿有無相通じ兩國資源の計畫的開發運用を期する日滿ブロック經濟の確立を圖り、其の攻勢に對することゝなつたのである。

茲に到つて自主的統制傾向にあつた日本の經濟界は、國家の干與する度合が非常に多くなり、漸次準戰時體制への移行が開始され、今日の戰時經濟の性格が萌芽を出すことゝなつたのである。

労働問題の分野に於ても、滿洲事變以來、產業界の情勢に照應して一般労働運動は漸次穩健化すると共に、左翼労働組合の理論及び實際上の運動の行詰と國家主義的風潮に刺戟せられて、日本主義を標榜する労働團體の結成發展を見るに至つたのである。政府部内に於ても、經濟情勢の推移と内外の政治、思想情勢に鑑み、勞資問題對策の方針に關し、日本精神と産業の國家的使命との角度より本格的に再検討を加へ、勞資一體の指導精神を確立して勞資問題解決の指針とするに至つたのである。

(2) 然るに國際間の對立激化は更に東洋に及び、自己權益の擁護と日本の進出阻止を念願とする英、佛等は蔣政權に抗日政策を使嗾し、日本の直接赤化に失敗したソビエト・ロシアは蔣政權に抗日容共政策を煽動して漸次東洋全體に赤化の魔手を延さ

んとし、茲に到つて日本は、自國の安危と東亞民族永遠の平和と幸福の爲に、驟然起つて東亞新秩序建設の聖戰に邁進するに至つたのである。開戦以來各般の準戰時體制は強化せられて戰時體制を採り、一面に於て國民精神總動員により傳統的大和魂を振起して時艱克服の決意を促すと共に、國家總動員的法制の整備發動により聖戰目的貫徹と事變の根本原因排除に向つて國家國民の總力を集中するに至つたのである。之を經濟界に付て見るに、事業資金は勿論利益配當にも一定限度の制限が加へられ、利潤に付ても其の制限に付具體策が考究せられて居る。物資の點に付ても爲替相場の維持や軍需の充足、生産力擴充、國民生活維持等の觀點よりして其の生産品が國家的必需品に非ざる限り其の配給を受け得ないのである。労働力の供給も同一觀點に立つて配給が行はれ、更に其の一部に對しては國民徵用令の適用を見るに至つたのである。又永らく勞資紛争の中心問題であつた労働條件の主要部分たる労働時間は制限令の發布を見、労働賃金に付ても相互の自由契約に委さず、國家が之を決定する建前に立つて現在一部軍需産業の未経験工に實施せられたのであるが、其の適用範圍の擴大は最早時期の問題である。

(3) 斯る體制は、幸に日支間に一應の解決點が発見せらるゝ場合でも、事變の根本原

因たる東洋に於ける各國との事態並に長期に亘る新秩序建設の任務が存在する以上決して解消するものではない。經濟の現實から考へても今日の國內の尨大なる經濟運行が國家の計畫性の下に行はれ居るのである。事變終了後は舊體制に復すること豫想する向もあるが、斯る體制は今日の方向に於てより強化せられ、より整備せられるものと覺悟する者こそ、この現状をよりよく認識した者と謂はねばならぬ。以上の現實を直視すると、今日以後の産業は最早個人の營利の對象としてではなく、國家的使命を有し國家目的遂行の角度に於てのみ保護育成を受くる資格があるのである。投資、經營並に勞務の各職分に従事する者は、斯る國家的使命を有する事業育成と事業場の機能發揮により、産業戰士として皇運を扶翼し奉ることを最高目標と致さねばならない。

自由主義的資本主義時代に於ては、其の指導精神は兎も角として、事業家の營利萬能に對應する手段としての勞働組合主義には經濟上の理由が認められ、爭議手段も或る程度まで容認せられたのであつた。經濟體制が今日の如く移行し、産業人の使命が國家的任務を帶ぶるに及んでは、勞資問題は完全に其の本質を異にするに至つたのである。

全産業關係者は事業の國家的使命と自己の國家的任務に鑑み、人格的に一體となつて相協力し事業の目的發揮に努め國家の興隆、皇運扶翼の道に精進致さねばならぬのである。かつての勞資間の中心的な問題は賃金、時間の如く國家が直接之に干與して解決するか、又は全産業人の合理的な組織によつて處理しなければならぬ問題である。

以上内外經濟體制の推移と産業勞働界の實情に照し、皇國産業及産業人の國家的使命を再検討するときは、茲に産業報國運動が擡頭するに至つた必然性があるのである。この新産業勞働體制の樹立は産業勞働界に於ける新秩序の建設である。

第二節 産業報國運動の發展經過

一 勞資關係の指導精神の轉換

(一) 滿洲事變を契機として擡頭した國家主義的風潮は産業勞働界にも多大の影響を與へ、左翼勞働運動の理論と實踐とに慊らざる一部指導者は勞資問題解決の根本指導精神を日本精神に求むるに至つた。昭和七年秋、豫て日本主義勞働運動を主張せし石川島造船所自疆組合長故神野信一氏は浦賀ドック工愛會、横濱ドック工進會と相結んで組合會議を脱退し、引續き日本勞働組合總聯合其の他の友誼團體と俱に國防獻金勞働

協會を結成し、獻納飛行機の基金募集を行つて其の指導精神の徹底に努めた。越えて昭和八年六月友誼團體九組合一萬名を以て日本産業労働俱樂部を結成した。

日本産業労働俱樂部は「我等は日本労働者たる自覺に基き、労働運動の基調を國家的信念の上に置き、國家存立の尊嚴に對して確固たる認識を保ち産業立國を第一義とする」信念を聲明し、昭和九年四月には階級的メーデーを排斥し、愛國労働者の威力を示す愛國労働祭を舉行したが其の決議に於て「産業報國のため獻身的努力を爲すべき」決意を明瞭にした。又其の行動方針書の綱領に於ても「我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て産業報國の實を擧げんことを期す」と宣明して居る。

階級觀念を以て一色に塗りつぶされた當時に於て、敢然階級觀念を排し、日本人並に日本産業の國家的使命に立脚して勞資關係の新理論を提唱し、且つ之を強力なる實踐運動に展開したことは、産業報國運動發展史上不滅の功績と云はねばならぬ。

(二) 當時の内務省、企畫院等の政府關係部局並に民間指導部層に於ても、内外の政治思想情勢と經濟狀勢の推移とに鑑み、勞資問題の解決を日本精神と産業の國家的使命との角度より再検討し、國體に即應する新指導精神と産業労働體制を創造せんとする氣運は次第に溫醸せられ、眞摯な研究とその實踐とが各方面に始まつた。

社會局労働部に於ては昭和十年の特高課長會議及び調停事務打合會議に於て勞資一體の新指導方針を明確にした。引續き昭和十一年秋に至り「協力委員會を中心とする産業労働の調整に関する諸法律案」の立案を了したのであるが之を實現すべき各般の條件が整はなかつたので直に實施を見るに至らなかつたのである。

二 産業労働政策の進展

支那事變勃發以來各分野に於て國內體制整備強化の聲が擡頭したが、就中戦争遂行上に於ける産業界の重責に鑑み、各方面から根本的勞資調整方策が提唱されるに至つた。第一線の責任官廳たる各府縣に於ては各々其の對策の樹立を急いだのであるが、中にも愛知縣及び警視廳は機構問題に觸れた點で其の特色がある。

愛知縣では時局對策勞資調整懇談會、産業協力實踐委員會、工場懇談會を中核とする時局對策勞資調整策により全面的に之を實施せんとし、警視廳では工場懇談會の普及に重點を置いた様である。

然し乍ら、斯る方針を全國的規模に於て實踐せんとし、政府の國策として採り上げるに至つたのは協調會主催の時局對策委員會の決定であると共に關係者の努力と熱意とに負ふ所が多い。

(一) 産業報國運動の誕生

二〇

協調會では、戦時下の産業労働問題の重要性と諸般の情勢に鑑み、昭和十三年二月廣く官民朝野の士の参加を乞ひ「時局対策委員會」を設立し、労資関係調整方策を審議する専門委員會を設けたのである。専門委員會は回を重ねること六回、三月下旬に至り労資関係の指導精神と指導精神普及の具體的方策として産業報國會の結成及び連絡指導の中央機關の設置等が決定されたのである。連絡指導の中央組織に就ては、其の後關係方面と協議の結果七月三十日に至り産業報國會を組織單位に豫定せる官民一體の産業報國聯盟が結成せられ、綱領として

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て 皇運扶翼の使命を完うせむことを期す

二、我等産業人は産業は資本經營勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り従業員の福祉を圖り従業員は忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

が決定し、茲に正式に産業報國運動を展開することになつたのである。政府に於ても其の指導精神と具體的實踐方策に於て所見を同じくしたので當初より之

に參劃すると共に、八月廿四日獨自の建前に於て、厚生、内務兩次官通牒により地方官廳に對し勞資關係調整方策實施方に付指示し、こゝに民間及び政府當局並に地方官廳一體となつて産業報國運動を推進することになつたのである。

(二) 産業報國運動指導態勢の確立

爾來本運動は、内外情勢の進展に伴ふ産業労働界の時局認識の徹底と、關係方面の努力に依つて順調なる進展を示し、其の指導精神と産業労働體制に一新紀元を劃するに至つたのである。

然し乍ら其の後の情勢は漸次緊迫の度を増し、本運動の使命も益々重大性を加ふるに鑑み、昭和十四年四月に至り其の指導組織を改組し更に本運動を強化擴充することゝなつた。即ち本運動を政府の國策として採り上げ、政府の全責任に於て之を指導進展せしめ、單に勞資調整の領域に止まらしめず、本運動と其の組織とを勞務行政の中核として育成することゝなつた。従つて、地方に於ては管下の産業報國會を結集して産業報國聯合會を設置することゝし、厚生、内務兩大臣の指導下に地方長官中心の指導連絡組織を樹立したのである。

更に同一の見地より産業報國聯盟の改組擴充を圖り、各般の機關を整備して廣く朝野

の有識者を其の組織内に網羅した。又、産業報國會指導に關する責任と指導權に付政府との關係を明確にし、政府が指導の中心母體となり、聯盟は之に協力して一貫せる方針の下に政府と一體となつて事業を遂行することとしたのである。従つて、聯盟は其の傘下に産業報國會を直接加盟せしむる方針を變更し、産業報國會は地方聯合會の組織單位に譲ると共に、當面の事業としては、産業報國會指導者の養成、思想體系の確立、啓發宣傳、懇談會の運用方法の研究等本運動の進展上必須の要務に其の全組織を活用することとなつたのである。

(三) 産業報國運動の現段階

昭和十四年四月産業報國運動の新活動方針樹立以來、官民一致の努力の結果、本運動の組織は異常なる進展を示し、同年十月末に於ける情勢は、産業報國會數一一、九六七、會員數二、五三二、七八四、府縣聯合會一四、礦業報國聯合會三に及んでゐる。然し乍ら、産業報國會運用の實績は、現段階に於ては、組織進展の絢爛さに比較して未だ不充分と言はなければならぬ實情である。勿論本運動の本質上結成後直に其の實效を期待するのは困難であるが、官民一致の努力に依り、産業報國會並に聯合會の機構の整備、事業の研究指導等に萬全を期し、充分なる實績を示して所期の目的を達成

せしめなければならぬ。

第二章 産業報國運動の基礎理論

産業報國運動は、國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、其の普及徹底を圖ると共に、之に即する新産業労働體制を樹立して其の全機能の振興發揚を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。本運動は全産業人に皇運扶翼の指導精神を徹底すると共に、事業場單位の産業報國會を中核とする組織の活用によつて、産業並に産業人に課せられたる國家的使命を完うせんとする所に其の本質を有する。

第一節 指導精神

(一) 産業報國運動の指導精神は皇運扶翼の臣民道を経とし、事業一體職分奉公の實踐理念を緯とする新産業精神である。

我が國の歴史上にも古くは大化の改新、建武の中興近くは明治維新の如く、外來思想が我が國を危くし、又國民が誤つた方向に走る時、之等革新の指導原理は常に國體中心の思想であつた。今日の時弊を矯し日本産業人の指導精神を確立するには、其の根本を國

體の原理に求めねばならぬ。産業報國運動の眞面目は全産業人が國體精神を如何に把握し、日常業務に如何に實踐するかに在るのであつて、單に産業報國會の形式的整備に止まつてはならない。

(二) 日本の國體は肇國以來實踐し來つた歴史的事實であり、萬古不易の日本の道である。皇祖の御神勅並に歷代天皇の御詔勅を拜誦し、古典史實に徴すれば、國體の淵源と民族の實踐躬行による國體の精華が明かである。茲に國體の根本になる問題に付一言述べて置きたい。

皇祖天照大神は、宇宙萬物の生成化育を司らせらるゝ天ツ神の命を奉じて修理固成し給ふた伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の神が其の國土萬物の主たるべき神として生まれ給ふた神であらせられる。天照大神はこの祖神の御精神を統べ承けさせ給ひ、宏大無邊の御稜威に依つて遍く天上天下を御經營遊ばされ、その御光六合に照徹して八百萬神を始めとして天下の萬物悉くその御統治の下に歸一合體し奉つたのである。

天照大神は天孫瓊瓊杵尊を豐葦原瑞穗國に御下しになり、神國日本を御建設遊ばされた。さればこの國は、國土萬物悉く宇宙自然の原理に基づく神の御はたらきによつて生じ、天照大神の御子孫が、大神の大御心を御心として、天壤とともに窮りなく御統治

遊ばされる國であつて、「神國日本」の所以は茲にあるのである。

又 天孫降臨に際して下し給つた三大御神勅は國家統治の根本原理、現御神の哲理、大御心と皇國産業の本質、日本臣民道の本質等に付御諭し遊ばされたもので國體の根源をなすものである。

第一は天壤無窮の御神勅で天孫瓊瓊杵尊に下し給つたものである。

「豐葦原の千五百秋之瑞穗國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治らせ。行矣。實祚の隆へまさんこと、當に天壤と窮りなかるへし。」

天壤無窮の御神勅により神國日本は萬世一系の 天照大神の御子孫により統治さるべき國家統治の根本原理が萬代不易に明確となつたのである。

第二は齋鏡齋穗の御神勅である。

「此れの鏡は専ら我が御魂として吾が前を拜くが如、いつきまつれ。」

齋鏡の御神勅は八咫鏡と共に下し給へるもので、歷代の皇孫に對し 皇祖天照大神を奉齋すべきことを仰せられたものである。歷代天皇は常に御鏡をいつきまつり給ひ、

天照大神の御心を以て御心とし 天照大神と御一體とならせ給ふが故に 天皇を現御神と申上げるのである。

「吾が高天の原に御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつるべし。」
 齋穂の御神勅は、天孫降臨の際、天照大神が高天の原にて御食し給へる齋庭の稻穂を皇孫の御料として御親授あらせらるると共に詔し給へるものである。即ちこの御神勅は、稻穂によつて代表せらるる天下萬民の生計の根本を皇孫のものとして授け給ふものであつて、その御精神は大嘗祭、新嘗祭にこの稻穂を以て神を祭り給ひ、自らもきこし召されると共に民にも頌ち與へ給ふ御儀にもよく拜さるる所である。歴代天皇は此の御精神に基き大御心を産業の振興に垂れ給ひ、國民をして親しく御後威に浴せしめらるゝのである。天皇の御統治が「義は君臣情は父子」の御心により天下を一大家族として愛み給ふ所以である。皇國産業の任務が皇謨翼賛をその本質とする所以も茲にあるのである。

第三は神籬磐境の御神勅で同じく天孫降臨の際臣下としてお伴申した神々に對し、高皇産靈神から下されたものである。即ち

「吾は則ち天神籬及び天磐境を起樹てて、當に吾孫の爲めに齋ひ奉らむ。汝天兒屋命、太玉命宜しく天神籬を持ちて葦原の中、國に降りて、亦吾孫の爲めに齋ひ奉れ。」
 神籬磐境とは、共に神靈を鎮めまつる施設で、天神地祇奉齋の古い形式である。神祇を

奉齋して實祚の無窮と國運の隆昌を祈るべき本分を明示し、皇孫の爲に祭祀を執行ひ、更に皇孫にお仕へして護り奉れとの仰せて、祭祀を通じて皇運を扶翼する日本臣民道をお諭しになつたものである。

以上は國體の根本になる御神勅であるが、歴代の天皇は、常に肇國の大精神に則つて、一貫せる皇道を行はせられ、吾等の祖先亦國土萬物と共に天皇に歸一し奉つて今日に至り、彌榮えに榮えて萬代に傳ふる此の國柄が、日本の國體である。

(三) 日本に於ては、天皇を中心として萬民齊しく、天皇に歸一し奉り、分を盡して大御心を翼賛し奉る所に、日本國民の眞の姿がある。其處に完全なる調和があり、完全なる一體を形成して居るのである。

又皇運扶翼の實踐手段としても、私心を存し、兄弟牆に闘いて眞の御奉公は期し得ない。全國民が深く臣民道に徹し、分を盡し、分を守り、感謝報恩と盡忠報國の信念に燃えて舉國一體となる時に、國力は最も擴充發揚されるのである。

産業界に就いて之を見れば、皇謨翼賛の本質を有する皇國産業を、上御一人よりお預り申して居る立場に於て其の責任は特に重いと謂はなければならぬ。全産業人は其の職分の如何を問はず、全力を盡して産業の發展を圖り、御寄託に副ひ奉らねばならぬ。事業

場は正に皇運扶翼産業報國の實踐道場である。一切の資本、經營、技術、勞力は産業報國の實踐手段である。一切の資本家、經營者、技術家、勞務者は皇運扶翼の目的によつて結ばれた人人である。國體を眞に反映すれば事業構成員は全員一體、天皇に歸一し奉つて居るのが眞の姿でなければならぬ。又融合一體、相結束して分を盡し、全力を傾注しなければ事業並に其の構成員の皇運扶翼の使命は完うされないのである。

産業報國會會長は、皇國産業の本來の使命達成の爲に經營の萬全を期し、大御心を心として會員に聖澤を遍からしめて各々其の處を得せしめ、會員も亦皇國産業の本義に鑑みて、業務に精勵し事業の發展を圖り、全員一家族の如く相親和し相協力して國家の興隆に寄與し、臣民道を完うせなければならぬ。

第二節 組織理論

(一) 産業報國運動は單に精神運動ではない。産業報國會を樞軸とする新しい産業勞働組織を樹立し、その組織體の活動に依つて、産業報國精神の把握と其の實踐とを期せんとするものである。

幾百萬の全産業人が産業報國精神を如實に實生活に顯現せんとするには、必ず組織の活動に俟たなければ其の成果は期し難いと思ふ。産業報國運動は産業報國精神を把握實踐

する爲に之に適合した有力な組織を結成し、物心兩面よりその組織の機能を發揚し、恒久的態勢の下に之を進展せしむることにして居るのである。

自由主義的經濟體制下に於ては、營利に基づく個人の自由活動が最も重要性を帯びるのであつて、其の組織の形態も自ら其の見地に立つて考へられたのである。

産業報國運動の見地よりすれば、事業關係者全員は齊しく、天皇に歸一し奉り、其の職分の如何を問はず、皇國産業の繁榮を圖り、業務を通じて協力一體、御奉公申上げねばならぬ。産業報國會は、此の精神的結合をその儘組織の形態に表はして、事業關係者の全員組織を採つたのである。而して會員相互の機構上の地位は、經營責任者の經營並に従業員指導上の職責と、其の他の構成員の職分と指導能力とに應じて定めらるべきであつて、又之が内部の組織機構は、本運動の指導精神と産業報國會の事業運營上の見地から適宜工夫せらるべきである。

(二) 更に、かゝる指導精神と組織形態に基く産業勞働組織は國家行政の角度より見ても極めて望ましい處である。

現下の經濟界は、戰爭目的遂行の爲に國家總動員法による各般の統制が行はれて居るところとは申すまでもない。其の統制實施の經過に徴するに、從來の組織機構を以てしては極

めて不充分であつたことを認めねばならぬ。統制經濟の進行に伴ひ、行政官廳の機構再編成は勿論、新經濟體制に即應する民間側の新しい組織が行政運行上の喫緊の要務とせられるに至つたのである。

産業労働界亦然り。産業労働問題は漸次統制經濟の中心問題となり、國家的重要性は益々加はるに至つて居る。同問題中特に緊急を要するものは、國家總動員法によつて其の處置を講じて居るが、産業労働關係の重要問題は單にそれのみには止まらず、各般に亘つて國家の積極的な行政施設を要するのである。之が圓滑なる運営は、在來の行政機構乃至國家總動員法による權力統制のみでは萬全を期し難い。各行政が全産業人の積極的自發的協力を得、有機的關聯性を保持して、事業場に浸透反映するに足る産業労働組織が必要である。全産業人が、産業人たる立場に於て積極的に行政に協力し、皇運を扶翼し奉る組織が望ましい。

皇運扶翼を指導精神とする官民一體の産業報國運動はかゝる國家的要請に適合するものである。

即ち産業報國運動は、國家と産業と産業人とを産業報國精神に依つて結合し、組織化し、この組織の力に依つて國家の意思と産業人の協力とを産業部面に顯現せんとするものである。かくして所謂勞資問題は勿論、産業經營、技術、能率、教養訓練、厚生、保險、失業、登録、移動防止、技能者養成等産業労働關係の各般の問題は、産業報國運動に依つて相互に有機的に關聯して組織化され、其の實效を擧ぐることが出来るのである。産業報國運動は此の意味に於ては、有機的結合を持たない産業労働關係を組織化して行く運動である。

(三) 更に産業報國運動は、東亞新秩序建設の根本たる國內新秩序の産業労働界に於ける建設運動である。

東亞の新秩序は、申すまでもなく、八紘一宇の大精神に基く新秩序を東亞の天地に建設し、東亞諸民族の恒久の平和と幸福とを圖ると共に、併せて世界の新秩序と眞の平和とに貢献せんとするものである。而してこの肇國の大理想實現の根本となるべきものは、日本國民自身の自覺と信念とであり、新秩序建設の宮柱は先づ國內の諸體制に太く打ち樹てられねばならぬと思ふ。

産業報國運動は、東亞新秩序建設に照應する國內新秩序建設の一環として、産業労働界に新體制を樹立し、かゝる國家的要請に應へんとする歴史的の意義を有するものである。

第三節 産業報國運動の使命と所謂労働問題

(一) 在來の労働問題は、自由主義的資本主義體制下に於て所謂資本の桎梏より労働者を解放せんとする人類解放の問題として、將又劣悪なる生活條件に對する社會政策的見地よりする社會問題として考へられて來た。更に資本家經營者側よりすれば、階級闘争的立場に立つ労働運動の攻撃を防禦し、如何に對應するかの問題として考へられて來たのである。其の何れを問はず、問題の核心は主として筋肉労働者への分配の問題として起り、物質的問題として考へられたのであつた。

産業報國運動は、勞資の問題を日本産業の眞姿顯現、日本の事業場建設の一環として採り上げ、皇國産業と日本國民の使命とに立脚して之等の本質的關係を究明し、其の本然の姿に之を構成せんとするものである。勞資の間に紛訟を來し、皇國産業の本然の姿を蔽ひたる資本絶対營利萬能の資本主義的思想と其の齎したる弊害を除去すると共に、筋肉労働者萬能のマルキシズムと其の餘弊をも克服せんとするものである。

惟ふに、現下の労働問題の核心は既に勞資間の分配の問題ではなく、統制經濟の一環として、如何に勞働力を保持し、培養し、整備して勞働力發揮に遺憾なきを期するかに在るのである。此の意味に於ける労働問題は、一度その處置を誤まる場合、その影響は單

に勞資間の問題に止まらないのである。即ち労働問題は、在來の問題の範圍よりも更に廣範圍となり、其の影響する處は戦争目的遂行上至大の關係を有すること、なつたのである。茲に於て、國家は労働問題を單に勞資間の問題として放置することなく、勞働力の維持培養と勞務需給調整との角度より本格的に採り上げ、國家總動員法に依る規制に依り之を處理すること、なつたのである。

産業報國運動は、この國家の權力的統制方向に照應し、全産業人の協力機構を通じ、之を有機的に、合理的に處理して、其の實效を擧げんとするものである。

(二) 論者曰く「過去に於ける労働運動は資本並に労働に對して明確なる理論を持つて居た。資本主義經濟機構に對しても明瞭なる態度を保持して居た。然るに産業報國運動は斯かる經濟機構に對する態度が不鮮明である。従つて本運動は精神運動に流れて地につかない。資本主義經濟機構の根本に對する態度を判然たらしめない以上本運動の發展性はあり得ない」と。

成る程、今日の經濟組織の根幹は歐米の經濟組織の模倣移入であり、今日の商法を始め經濟關係の各種の法制が自由主義乃至個人主義を其の根幹とし、個人の權利義務を其の樞軸として立法せられ、此の根本に觸れなければ眞の理想は達せられないといふ議論も

觀念的には一應の理由があらう。

然し乍ら、今日の經濟界の實相は一變して居る。東亞新秩序建設に向つて其の總力を傾注する爲に經濟統制は日を追つて高度化されて行く。資本主義の根幹たる營利萬能の經營は認められなくなつたのである。資本、經營、技術、勞力は事業場構成の不可缺の要素であると共に其の實情に徴しても何れを重しと斷ずることは出来ない。資本のみを優位に置く處の考へ方は今日の現實に適しないのである。

更に又、資本主義の弊害は資本絶対、營利萬能の思想と、この思想に基く運用であつて、之が社會惡の多くの根源であることを注意すべきものと思ふ。

株主、經營者、勞務者一體となり、事業場に於ける相互の立場を認め各自の職分を完うし、大御心を體して其の運用に當るならば、所謂資本主義の弊害は自ら解消するであらう。

先づ第一に制度組織を採り上げんとするの態度は、過去に於ける翻譯的社會運動に泥み、未だマルクス亞流を脱脚したものと謂へないのではなからうか。

(三) 論者又曰く「本運動の趣旨は了得したるも、自分の事業場では既に同一精神の下に過去數十年間實踐して來た處である。保健、衛生、體力、修養、共濟、娛樂等各般の施設

に付て、勞務管理としては完璧であらうと思ふ。最早何ものをも加へる餘地がないと思ふが如何」と。

謂ふ所の勞務管理が社長以下一體となり、國體精神の籠つた統一ある施設であり、爲に全員一家皇運扶翼に邁進して居る事業場なれば幸である。

我が國の各事業場に於ける勞務管理は、事業能率増進の角度より、或は人道的乃至社會政策的見地に立つて、各種の事業が行はれ、特に大工場等では高度の施設が行はれて居るのである。然し乍ら、之等の内には企業形態のそれの如く歐米模倣に止まるものがあり、更に日本的なる勞務管理の創造發見に竿頭一步を進むる必要があるのである。一般の勞務管理の實情を見るに、其の對象は筋肉勞働者のみであり、其の規模に於ても勞務管理者以下の仕事に過ぎない場合が多い。假令各般の施設は充實してゐても眞に基本精神を自覺把握せしめ、事業場構成員を事業の大目的に動員すべき精神的有機連繫を有するやは疑問なきを得ないのである。稀には社長の人格、工場獨特の歴史等により一種の家風を以て統一的指導目標とし、各施設の内容が之に隨伴してゐる處もないではない。斯る事業場は高邁なる識見と絶えざる努力とにより豊富なる體驗を藏して居るのであるから、皇國産業人の使命に鑑み、單に一事業の繁榮を圖るに止まらず、自ら進んで産業

報國會を結成し、全産業界を指導することに協力すべきものと思ふ。

惟ふに日本精神は各般の事象を歸一綜合して國體に即したる本格的生命を興へ、其の機能を倍加せしむる處に其の本質があると思ふ。産業報國運動の見地よりすれば、今日の勞務管理再編成の要諦は、國體精神を事業場の指導精神とする精神的要素と、此の精神に依り各種事業の内容と目標とを整理統一すること、事業場全員を対象として社長自ら率先垂範することとでなければならぬ。斯る觀點に立てば教育養成の内容、雇傭條件と賃金形態、福利厚生の内容範圍等再検討を要すべき問題は山積して居ると思ふのである。

第三章 産業報國會

第一節 産業報國會の本質

(一) 産業報國會は、産業報國事業一體の指導精神を各事業場に顯現する爲に、事業場の構成員全員を以て組織する團體である。組織形態は事業場一家の全員組織であり、其の目的は、産業報國事業一體精神の把握實踐に在る。此の把握實踐は、産業報國會の各事業を通じて、一步一步其の實現を期せんとして居るのである。

事業の中には、神社參拜、行的修養會の如く報國精神の根基を修練する事業もあれば、厚生福利の如く全構成員が事業場を報國精神の實踐道場と考へて全能力を業務に傾注し得る様物心兩面に亘つて其の生活を確保する事業もある。更に、愛國貯金、物資節約の如く事業其のものが直ちに國策協力の事業もあれば、全構成員が産業報國實踐の具體方策を討議すべき懇談會の運営等もある。全員一致、之等各種の事業の實踐躬行を通じて、産業報國事業一體の理想を把握實踐せんとするものである。

(二) 以上の建前より、産業報國會と事業場そのものとの本質的關係を考察するに、産業報國會は事業場そのものではないが、各自の日常の職場の實踐と全然遊離した單なる御用團體の如きものではない。又事業場と對立した團體では勿論ない。

産業報國會は事業場を構成する全産業人に對し皇國産業の本義を明かにし、事業場をその實踐道場たらしむるものであるから、産業報國會こそ皇國産業の生命の泉であり、事業場の據つて立つべき道義的結合體である。事業場はその精神の顯現せられる日本産業人の活動體であり、日本的協同社會である。兩者は表裏一體、二者不可分の關係に在るものと謂はなければならぬ。

第二節 産業報國會の事業

(一) 産業報國會の事業は、産業報國事業一體精神の把握實踐を目的として居る。故に、産業報國會の各般の事業は、産業報國事業一體精神の眞義徹底と、同精神の顯現たる事業でなければならぬ。之を大別すれば、

イ 教養訓練の諸施設は、産業報國事業一體精神を徹底し、新しい人生觀世界觀を確立し、以て事業場全員の精神的統一を圖ることを中心目標として計畫せられ、

ロ 厚生福利の諸施設は、産業報國事業一體精神の顯現たる事業繁榮と萬民厚生との融合一體を實現する爲、將又當面の實踐目標たる生産力擴充に事業場の全機能を發揚する爲の根本方策として考究實施せられ、

ハ 國策協力、銃後後援の諸事業は、事業場が國民の統制ある有力なる活動體たる事實に鑑み、産業報國精神の國民的實踐部面として實施せられ、

ニ 懇談會の運営は、産業報國事業一體精神を中心とし、全會員の人格的融合一體を顯現し、産業報國を實踐躬行する據點として運用せらるべきである。

而して、産業報國實踐の當面の中心は、申すまでもなく、今日事業場に課せられたる最
大使命である所の生産力の擴充、生産量の飛躍的擴大である。産業報國會の諸事業は勿
論、産業報國運動の全組織を動員して之が目標に向つて全機能を發揚するやう運営の萬

全を期せねばならぬ。

(二) 産業報國會は事業の實踐が生命である。宜しく眞摯なる研究を遂げて、産業報國事業一體精神の把握實踐に役立ち、且つ本會として適正なる事業を計畫して實施すべきである。斯る計畫は理事會等の機關で行はれる場合もあらうが、産業報國會の本質と全員協力の建前上懇談會に於て發議又は討議せられることが好ましいのである。

又、事業場に於ける福利施設其の他の既存事業乃至既存團體は産業報國會の事業に切り替へ、産業報國精神に依つて其の方向を統一し、其の内容を整備することゝし度い。然し乍ら、現在の事業場には健康保險組合等の如く公法上の團體もあり、或は青年團等の如く全國的組織の支部も存在するのであつて、將來の全般的解決に俟たねばならぬものが尠くない。事業場に於ける方法論としては産業報國會の事業として適切なるものに付き、且つ現在に於て統合の可能性あるものより、之を統一合同して運営すべきものと思ふのである。

(三) 然し乍ら産業報國會の事業は徒らに多きを望んで能事終れりとするものではない。各事業が眞にその實效を擧ぐることが第一である。其の種類と規模とは、各事業場の業態、規模、能力に相應すべきものである。又根本精神と其の目標とに反せざる限り事業

場の傳統、家風、實績等に鑑みて、其の特殊性と自主性とを充分生かさなければならぬ。いことも言を俟たないのである。

現在各事業場に於て、自發的に計畫實施されつゝある各種事業を要約すれば左の如きものである。

- (1) 産業報國精神徹底の教化訓練に關する事項
 - イ 宮城遙拜、國歌合唱、國旗掲揚
 - ロ 神社參拜、社祠建立
 - ハ 武運長久戰捷祈願、慰靈祭
 - ニ 修養會、講習會、講演、指導者養成、青年學校設置、圖書館設置、機關紙發行
 - ホ 團體訓練、勤勞奉仕、會旗制定、舉手敬禮
 - ヘ 優良職場又は優良會員の表彰
- (2) 能率、厚生、其の他事業場の機能増進に關する事項
 - イ 體育施設の擴充、健康診斷、健康相談所設置、療養所設置、榮養食供給
 - ロ 能率増進、技術教育、技能の表彰、作業並勤務制度改善、環境整備、災害防止の徹底、作業服制定

ハ 勞働條件の適正化、住宅建設、共濟施設、金融機關設置、保育所、慰安娛樂施設、人事相談所設置

(3) 國策協力、銃後後援に關する事業

- イ 生活刷新、愛國貯金、消費節約、廢品回收、物資愛護
- ロ 國防献金、移動防止への協力、防諜防空の實行
- ハ 傷痍軍人保護、出征將兵並戰歿者遺家族援護、出征將兵慰問等

(四) 産業報國會の會費は其の額に於ても負擔割合から言つても種々雜多になつて居る。蓋し、其の發達過程から見て止むを得ない所であるが早晚、合理的基礎を決定すべきものと思ふのである。

之を六四六報國會に付て調査するに左表の結果が表はれて居る。

イ 會員ノミヨリ徴收スルモノ	一一二二
ロ 會社ノミノ負擔トスルモノ	三二二六
ハ 會員及ビ會社ノ負擔トスルモノ	一九八

會費は各角度より見て會員及び會社の共同負擔とするのが適當である。更に其の負擔割合は、各報國會の實情に應じて決定すべきものであるが原則としては法人たる會社と社

長以下全會員との折半負擔とし、會員相互は同額又は收入割合に應ずる等適宜決定するのがよいと考へられるのである。

第三節 産業報國會の機構

(一) 産業報國會の機構に關し、政府の方針を明示して居るものは、事業主従業員双方を含めたる全體組織たること、懇談會の機構とに關するものに止まつて居る。蓋し、以上の方針は本運動の精華を發揮する上に於て全國的に統一を要する部分に付てのみ、其の劃一性を期したのである。

各事業場に於ける全般的な組織形態乃至機構の問題は、本運動進展の實情に鑑み各事業場の業態、規模、傳統其の他の特殊事情に應じて、之を各事業場の創意に一任して來たのである。斯くしてこそ、眞に生命の潑刺たる産業報國會が誕生し、其の精華を發揮する所以であると信ずるのである。

各産業報國會の實例に徴するも、大、中、小の各事業場に於ける組織形態には、其間著しい相違がある。

大工場に於ては、複雑なる機構を必要とし、懇談會の機構以外に、産業報國會全般の計畫運営に當るべき理事會其の他の機關が設けられて居る。斯る上部機關の構成方法と其

の運営とは、全會員の共鳴を得るや否やに至大の影響があるのであつて、慎重なる研究と叡智とを希んで止まない。中工場に於ては別に機關を設けることなく、懇談會の運用に依つて、産業報國會全般が運営せられて居る向も尠くない。更に小工場に於ては、敢て特別の懇談會機構をも必要とせず、全員一體の懇談に依つて凡てを運営し、僅かに世話役數名を置くに止まつて居るやうな次第である。

(二) 産業報國會の機構中、其の重要性に鑑み、懇談會の機構に付て一言して置き度いと思ふ。

イ 懇談會は日本古來の評定の精神に則り、産業報國會實踐の爲に衆智をあつめる機關である。上意を下達し、下意を上達し、經營責任者の指導的任務と、一般會員よりの建議的役割とを果たし、産業報國會精神を中心として全會員の人格的融合一體を顯現し、産業報國會實踐の具體方策を討議懇談して之を實踐躬行せんとする機關である。

懇談會の本質を、労働條件要求の機關と考へ、又は不平不満散發の意思疏通機關のみと考へるのは、社會民主主義的考察であつて、産業報國會の懇談會はかゝるものであつてはならない。

本運動提唱の當初に於て、待遇云々の問題のあつたのは懇談會の本質に對する誤解に

基いたものである。

ロ 懇談會は所謂決議機關でもなければ、單なる諮問機關でもない。産業報國事業一體精神を顯現せしめる懇談機關である。會長は、産業報國の實踐と經營全體の角度より其の指導的意見を述べ、會員たる指導者も亦産業報國實踐の見地から、會員一般の體験、研究、創意、意見、希望等を吐露するのである。

懇談會は問題の性質に応じて諮問的に運用される場合もあれば、全員の意見に依つては申合せ決議をしても何等支障はない筈である。融合一體、凡ゆる問題を討議する中に、其の懇談の内容は事業場に反映し、産業報國會の事業に採り上げられ、又は一般會員指導の原理、方策となつて顯はれるのである。懇談會の機能と運営の妙味は茲にあるのである。

ハ 懇談會の機構は各事業の實情に応じて一律でない。

勞務者懇談會と職員懇談會とを別々に設けて、更に總懇談會を設くる所もあれば、之を一元的に組織して居る所もある。全事業場に唯一の懇談會を設くる所もあれば、大工場に見るが如く、作業の命令系統に應じ、職場懇談會を基本とし、數次の上部懇談會を設くる所もある。更に之を併用し、職場懇談會では議題を當該職場に關するもの

に限定し、別に事業場全體に關する問題を取扱ふべき中央懇談會を設置する向も多い様である。

以上の構成は各、事業場の特殊性と傳統とに依るものであるが、現段階では何れも一長一短があり、更に權威ある研究に俟たねばならぬ處である。

ニ 懇談會の委員の決定方法は、一般會員の意思を充分把握して之を指導し得る者を選ぶべきを條件として、各事業場に於てその實情に即し適宜考慮すること、なつて居るのである。懇談會の委員が會員一般の意思を把握し、且つ之を指導し得るや否やは産業報國運動の成否に關する所であつて、特に研究工夫を要する問題と思ふ。

委員決定方法として現在行はれつゝある方法は、會長指名、推薦指名、半數指名半數選舉、推薦、選舉等である。

會長指名は、兎角事業主の獨斷專行に陥り易く、指名委員は、懇談會に於ても活潑な意見も吐露しなければ、責任を以て一般會員を指導し得る能力のない場合が多い。選舉による委員は選舉制度に關連する餘弊を伴ひ易い。現在の所では推薦指名が比較的無難のやうに考へられるのである。

要は斯かる現實を直視しつゝ、一般會員を充分指導し得る者を選び出す方法を、事業場

の實情に即して工夫するのがよいと思ふ。

第四章 産業報國聯合會

第一節 聯合會設置の目的

産業報國聯合會は、地方長官(鑛山では更に鑛山監督局長を中心とする鑛業報國聯合會)を中心し、管下の全産業報國會を網羅したる官民協力の指導連絡組織である。

各産業報國會は、各事業場の獨特の識見手腕に依つて運用せらるべきであるが、其の本質と最高目標を同じくし、實踐方法は軌を一にするものがあるのである。又、本運動は國體精神を近代産業組織とその運営との中に顯現せんとするものであつて、其の具體的方策は一家の獨善に陥ることなく、全産業人の自發的發意と、豊富なる經驗とを總動員して創造建設せらるべきである。全産業報國會は協力一體、互ひに切磋琢磨して、其の使命完遂を期せねばならぬのである。

更に本運動の時局下に於ける重要性と産業労働界に於ける恒久的體制樹立の本質とに鑑みて、政府自ら全責任に於て其の指導の萬全を期することになつて居るのである。其の指導の責に任ずるものは、本運動の最高使命の認識と、機微なる産業労働界の實情とに精通

し、産業労働關係の各般の問題に關して眞に適切なる指導を爲す必要がある。

茲に於て、職責上其の指導の任に當る官廳側と各産業報國會の指導者とは協力して一體となり、其の指導運営の萬全を期せねばならぬのである。

以上の觀點から各産業報國會を樞軸として更に上部の機構たる官民一體の聯合會を結成して産業報國運動の組織體制を整備し、各産業報國會の指導連絡に當ると共に産業労働關係の各般の問題を有機的に統合連絡し、以て本運動の精華を發揚せんことを期して居るのである。

第二節 聯合會の機構

(一) 聯合會は管下の各産業報國會を組織單位として之を網羅し、地方官廳と協力して各産業報國會の指導連絡に當ると共に、其の共同目的達成の爲に各種事業を行つて綜合的に産業報國運動を推進せんとするものである。

(二) イ 聯合會運営の執行機關としては聯合會長として地方長官が之に當るの外

ロ 常任理事、理事、常任幹事及び幹事を置くこととし、更に副會長を設くるも支障はない。役員の銓衡は、聯合會が官民一體の組織と全産業報國會關係者の自發的活動團體たる本質に基いて、産業報國會關係者及關係官廳職員中より之を銓衡して會

長が委嘱することになつて居るのである。産業報國會關係者であれば各産業報國會の會長、顧問、役員、一般職員勞務者等其の資格の何たるを問ふ處ではなく、又敢て事業主側、勞務者側折半等の形式的公平を期する必要はない。要は産業報國會運動に對する理解力と其の指導力如何の問題である。然し乍ら、報國會々員の多數が一般勞務者たる事實に鑑み、勞務者指導に適する役員の相當數存在することは望ましいのである。

尙産業報國會に直接關係なくも、産業報國聯盟役員の如く本運動に参加して居るものであれば、其の中より銓衡し得るのも當然である。

ハ 諮問機關には勞務委員を設置することとし、顧問其の他の機關をも置くことを得る事として居る。

勞務委員の制度は、事實問題として執行機關に勤勞者側の指導に適した人を相當數得ることが困難で、爲に聯合會の運営が地につかない虞がある爲に設けられたのである。委員の銓衡は、主として産業報國會の職員側及勞務者側委員より選ぶこととして居る。即ち勤勞關係に關する産業報國實踐の實情に通じたる意見を之等の勞務委員を通じて聯合會上達し、聯合會運営の適正を期すると共に、聯合會の最高方

針の眞意を下達して其の眞の協力實踐を促す様運用すべきであると思ふ。

顧問其の他の諮問機關は其の聯合會の規模により適宜設置すること、したい。規模の大なる所に在りては、顧問以外に參與其の他の機關を設けて廣く朝野の有力者の参加を乞ひ、専門委員を設けて其の専門的見解に聽き、又は評議員會を置いて運営の適正を期してもよいと思ふのである。

(三) 産業別部會

イ 道府縣聯合會は地域團體で、各種の業態を持つ産業報國會が一括せられて居るのであるが、各企業には産業別の各種の既存機構があり、且つ同種産業には同一の特殊性がある爲に、聯合會事業の實踐に於ても、例之共同厚生施設の如く、同種産業のみの共同事業の實施を便利とするものが尠くないと思ふ。之に鑑みて聯合會内に産業別の部會を設け得ることとしたのである。勿論産業別部會の特殊事業費のみは、一般聯合會費以外に、別途會計とすべきものであると思ふ。

ロ 役員は、同部會に屬する産業報國會關係者中より推薦したるものに對し、聯合會長が之を委嘱することになつて居る。其の他の機構は適宜之を設置し、役員は各關係者中より聯合會長が之を委嘱することになつて居るのである。

(四) 地域別聯合會

イ 道府縣聯合會は、管下一圓の全産業報國會を網羅する關係上、地域の廣範と會員數の膨大なる爲に、其の運営上却つて敏活を缺く虞があると共に、共同事業等にも不便のあるべきことを考慮し、必要に應じては、適宜管内の一定地域を限つて地域別の聯合會を設置し得ることとして居るのである。

道府縣聯合會と地域別聯合會及各産業報國會の相互の關係は、恰も縣と郡と町村との關係の如きもので、地域別聯合會は道府縣聯合會の指導を受け、中間的實踐機關として、其の管下の産業報國會を指導連絡し、共同事業等を行ふ任務を持つのである。地域は別に特定しないのであるが、工場協會等の實例に徴するに、警察署單位のものが多いことと思ふ。

ロ 役員は、地域内産業報國會關係者より推薦し、道府縣聯合會長が之を委嘱することとし、關係官廳職員は名譽會長又は顧問として之を後援することゝしたい。但し、産業報國會關係者中より適任者を得られない場合に限つて、關係官廳職員中より會長を推薦するも支障はないことになつてゐる。其の他の機關は道府縣聯合會に準じ、地域別聯合會に相應した機構を設くべきものと思ふ。

(五) 類似團體との連絡統合

現在の事業場に對しては、各種の團體が交渉を持ち、事業場に於ても其の應接に遑がない實情にある。各種團體の統合は刻下の急務であるが、事實問題としては、直に之を一元化することは困難である。産業報國會としては、工場協會の統合方針のみを明瞭にして居るのであるが、出來得るならば聯合會の傘下に各種の類似團體を統合すべきものと思ふ。然し乍ら、各事業場内の既存事業又は團體の統合の場合に於けるが如く、中央地方を通じたる全般的解決に俟たなければならぬものも尠くない。聯合會の各機關によつて適宜善處されたいのである。

第三節 聯合會の事業

(一) 産業報國會聯合會の生命は事業の實踐に在る。事業の計畫は、各聯合會の研究と創造とによらなければならぬのであるが、政府としては抽象的ではあるが、當面の事業目標を左の事項に置いて居るのである。

- (1) 産業報國會精神の普及徹底
- (2) 産業報國會の設置勸奨
- (3) 産業報國會の指導及連絡

- (4) 産業報國會を指導すべき人物の養成
- (5) 目的達成上聯合會に於て共同に實施するを適當とする教養、福利、共濟其の他各般の事業

(二) 各事項に亘り現在考へ得る具體的事業は左の如きものであらう。

(1) 産業報國精神の普及徹底

- イ 朝禮、宮城神宮の遙拜並に神社參拜勵行の申合
- ロ 演說會、講演會、講習會、研究會等の開催
- ハ 機關紙其の他印刷物の發行
- ニ 産業報國實踐週間の設定
- ホ 殉職戦歿産業人の合同慰靈祭の舉行
- ヘ 伊勢神宮、明治神宮、靖國神社祈願旅行の實施又は援助
- ト 産業報國祭の舉行

(2) 産業報國會の設置勸奨

共同事業の精華を擧ぐる爲には全事業場の参加を理想とする。未組織事業場に對しては各種の會合等を通じ地方官廳と一體となつて強力に其の設置を勸奨すること。

(3) 産業報國會及地域別聯合會の指導及連絡

- イ 産業報國會及地域別聯合會の運営狀況並に事業内容等の調査研究
- ロ 各種連絡打合會議
- ハ 産業報國の實踐體驗發表會
- ニ 産業報國會運営の實地見學
- ホ 能率増進、技術鍊磨に關する講習會、競技會、座談會、研究會及實習會、技能の表彰

ヘ 作業並勤務制度改善の研究會

ト 共同見習工養成、技能者養成

チ 綜合體育施設の設置

リ 共同巡回診療及健康相談所、共同療養所の設置

ヌ 榮養食の普及

ル 賃金制度の本質的研究

ヲ 綜合的共濟諸施設

(4) 指導者養成

イ 機關紙の活用

- ロ 事業主、技術者、勞務管理者、懇談會委員等に對し各別の行的講習
 - ハ 各産業報國會並に地域別聯合會に對する講師の選擇幹旋
 - ニ 優良産業報國會の視察見學
 - ホ 産業報國道場の建設と其の活用
- (5) 國策協力、銃後後援

- イ 國民精神總動員運動への協力實踐
 - ロ 經濟統制への協力實踐
 - ハ 生活刷新、消費節約、廢品回收等の共同實踐
 - ニ 勞務需給に關する關係官署との提携連絡
 - ホ 勞働者の移動防止方策の研究
- へ 銃後後援の協力實踐

(6) 類似團體統合の場合に於ける既存事業

(三) 經費は會員の會費を原則とし、寄附金、國庫並に道府縣費の補助金其の他を以て之に充つることゝしたい。

會員の會費は産業報國會の經費より 即ち個々の事業場の産業報國會の全員と其の事業場の負擔金より構成せられたる産業報國會の經費より釀出するのが理想である。然し乍ら聯合會の事業内容が教養に其の重點を置く現情に鑑み、當分の内は、事業主又は法人たる會社に於て之を負擔することゝする方が却つて目的達成上よいのではなからうか。各産業報國會の負擔割合は一律に會員數に依るか、一定金額のみは平等負擔にするかは、各聯合會の機關に於て適宜決定されたいのである。

附錄 産業報國運動關係通牒

厚生省發給第五號

昭和十三年八月二十四日

應府縣長官殿

(東京府知事ヲ除ク)

厚生
內務
次官

勞資關係調整方策實施ニ關スル件依命通牒

最近ニ於ケル勞資ノ關係ヲ見ルニ勞資双方共克ク時局ノ重大性ヲ認識シ極力相互間ノ摩擦ヲ避ケ協心戮力シテ産業ノ平和ト生産力ノ擴充トニ努ムルノ態度ヲ示シツツアルコトハ甚ダ喜ブベキ傾向ト認めラル然レ共今後時局ノ推移ニ伴ヒ産業勞働界ニ幾多複雑困難ナル問題ノ相次イデ惹起スルコトナキヲ保シ難キニ就テハ此ノ際斯カル氣風ヲ益々助長スルト共ニ更ニ進ンデ勞資ノ關係ヲ調整スベキ確固タル方策ヲ樹立スルノ要極メテ緊切ナリト謂ハザルベカラズ惟フニ産業ハ事業主從業員各々其ノ職分ニ依リテ結バレタル有機的一體ニシテ其ノ階級ノ對立、利害ノ衝突等ノ存在スベキモノニアラズ而モ産業究極ノ使命ハ之ニ依テ國民ノ厚生ト國力ノ充實トヲ圖リ以テ國家ノ興隆ニ貢獻スルニ在リ從ツテ産業ニ從事スル者ハ事業主モ從業員モ相共ニ産業ノ國家的的使命ヲ體シ各々其ノ職分ヲ盡シテ渾然一體トナリ産業ヲ通ジテ國家ニ奉ジ以テ皇運ヲ扶翼スルノ覺悟ヲ有セザルベカラズ即チ事業ノ經營ニ當ル者ハ事業ハ單ニ自己ノ利益ノ爲ニノミ存スルニアラズ國家ノ發展ノ爲ニ存スルモノナルコトヲ深く認識シテ産業報國ノ精神ヲ以テ經營ノ任ニ當ルト共ニ從業員ニ對シテハ物心兩面ニ亘リ其ノ福祉ノ増進

ニ努ムル所ナカルベカラズ又勤勞ヲ以テ産業ニ從事スルモノハ勤勞ハ單ニ自己ノ生活ノ爲ニノミ爲サルニアラズ國家ノ興隆ニ貢獻スルガ爲ニ爲サルモノナルコトヲ深く認識シテ産業報國ノ精神ヲ以テ勤勞ニ努メ忠實ニ其ノ職分ヲ盡シテ事業ノ發展ニ協力スル所ナカルベカラズ叙上勞資一體産業報國ノ精神ハ勞資關係ヲ規制スル根本ノ基調ニシテ本精神ヲ普ク勞資双方ニ對シ涵養徹底セシムルコトハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ喫緊ノ要務ナリト認メラル本件ニ關シテハ先般來各種ノ會議ニ際シ既ニ屢々訓示指示セラレタル所ニシテ各位ハ其ノ趣旨ニ從ヒ既ニ御配慮中ノコトト思料セララルモ今同別添ノ如キ勞資關係調整方策要綱ノ決定ヲ見タルニ就テハ爾今本要綱ニ依リ實施相成所期ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

勞資關係調整方策要綱

- 一 勞資雙方ニ對シ皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト
- 各種ノ會合等勞資ニ接觸スル機會ヲ捉ヘテ本精神ノ強調宣揚ヲ圖リ他面之ガ爲ノ講演會、懇談會等ヲ開催スルコト
- 二 各事業場内ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ團體(例へバ産業報國會)ノ設置ヲ勸奨スルコト
 - (一) 組織
 - 事業主從業員雙方ヲ含メタル全體組織ノモノタルコト
 - (二) 目的
 - 事業主從業員雙方ヲシテ産業ノ國家的的使命ヲ體シテ勞資一體産業報國ノ精神ノ把握並ニ實踐ヲ期セシムルコト

(三) 事業

(イ) 懇談會ノ開催

勞資懇談ノ機關(委員會)ヲ設ケ産業報國ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇、福利、共濟、救養其ノ他各般ノ問題ニ亘リ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現シ勞資一體産業報國ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト

委員ノ決定、委員會ノ構成並ニ會議ノ方法等ハ各事業場ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ從業員タル委員ニハ從業員自ラ選ビタルモノヲ加フルヲ適當トス

(ロ) 教養、保健、福利、共濟、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本團體ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本團體ノ事業トシテ行フコト

(四) 事業場ノ事情ニ依リテハ前項イノミヲ行フ團體タルモ差支ヘナキコト

(五) 本團體設置ノ勸奨ハ大體從業員百人以上ノ事業場ヲ以テ差當リノ目標ト爲スベキモ事業場ノ事情ニ依リ適宜考慮スルコト

(六) 本團體設置ノ勸奨ニ當リテハ其ノ趣旨ヲ充分納得諒解セシムルト共ニ之ガ運用ニ付テハ設置ノ目的ヲ充分ニ達成セシムルヤウ啓發指導ニ努メ其ノ充實ヲ期セシムルコト

(七) 事業場ニ於ケル既存ノ團體若ハ機關ニシテ本團體ト精神機能ヲ同ジクスルモノアル場合ニハ別ニ本團體ヲ設クルノ趣旨ニ非ザルコト

(八) 本團體ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ勞働組合ノ解散ヲ強フルガ如キ擧ニ出ヅルコトハ之ヲ避ケシムルコト

厚生省發第ニ七號

昭和十四年四月二十八日

厚生省 内務次官

應府縣長官 殿

(東京府知事ヲ除ク)

産業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒

皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國精神ノ普及徹底ヲ目的トスル産業報國運動ニ關シテハ客年八月二十四日附厚生省發勞第五五號(勞資關係調整方策實施ニ關スル件依命通牒)ニ基キ銳意御配慮中ノ處本運動ハ産業勞働界ノ時局認識ト相俟テテ順調ナル進展ヲ示シ各事業場ニ之ヲ具現スベキ産業報國會相踵イデ設置セラレ勞資渾然一體トナリテ産業報國ノ實ヲ擧ゲツツアルハ邦家ノ爲寔ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ

然レ共時局益々多端ニシテ本運動ノ國家的使命亦一層重キヲ加フルノ情勢ニ鑑ミ今後一段ト産業人ノ積極的協力ヲ促シテ本運動ノ強化擴充ヲ圖ルト共ニ之ニ適切ナル指導ヲ加フルコト極メテ緊要ナリ依テ相當多數ノ産業報國會ノ設置ヲ見タル道府縣ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ中心トセル官民協力ノ指導連絡組織トシテ産業報國聯合會ヲ設置シ管下ノ全産業報國會ヲシテ眞ニ其ノ使命ヲ達成セシムル様致度依命此段及通牒候也

廳府縣長官殿

(東京府知事ヲ除ク)

厚生省勞働局長
內務省警保局長

産業報國聯合會設置要綱ニ關スル件

産業報國聯合會ノ設置ニ關シテハ四月二十八日附厚生省發勞第二七號ヲ以テ依命通牒相成候處其ノ組織等ハ本聯合會設置ノ趣旨ニ鑑ミ概ネ別紙要綱ニ據ラルル様致度依命此段及通牒候也
(別紙)

産業報國聯合會設置要綱

一組 織

甲 道府縣聯合會

- (一) 名稱 何々道府縣産業報國聯合會トスルコト
- (二) 管內ノ産業報國會ヲ以テ組織單位トスルコト
- (三) 地方官廳ト協力シテ産業報國會ノ指導連絡及其ノ共同目的ノ達成ヲ圖ルコト
- (四) 役目 會員的

(ロ) 會長 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)

理事 若干名

(ハ) 幹事 産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委囑シ内若干名ヲ常任理事トスルコト

(ニ) 諮問機關 産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委囑シ内若干名ヲ常任幹事トスルコト

(一) 産業報國會ノ實情ニ通ゼル者ノ中ヨリ勞務委員若干名ヲ設クルコト

(二) 其ノ他必要アル場合ニ於テハ關係官廳職員、學識經驗アル者、産業關係有力者等ノ中ヨリ顧問等ヲ設ケ得ルコト

(五) 産業別部會

必要アルトキハ道府縣聯合會ニ産業別部會ヲ設ケ得ルコト

(イ) 部會長

同部會ニ屬スル産業報國會ガ其ノ關係者中ヨリ推薦シタル者ニ對シ聯合會長之ヲ委囑スルコト

(ロ) 部會委員 若干名

同部會ニ屬スル産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ聯合會長之ヲ委囑スルコト

乙 地域別聯合會

(一) 道府縣聯合會ヲ設置シ更ニ必要アルトキハ道府縣内ニ於テ地域別聯合會ヲモ設置シ得ルコト
道府縣聯合會ヲ設置スルノ狀況ニ達セザル場合ニ在リテモ必要アルトキハ先ヅ地域別聯合會ヲ
設置シ得ルコト

(二) 會 員

地域内ノ産業報國會ヲ以テ組織單位トスルコト

道府縣聯合會ト地域別聯合會トヲ設置シタル場合各産業報國會ハ地域別聯合會ノ會員タルト同
時ニ道府縣聯合會ノ會員タル關係ニ在ルモノトスルコト

(三) 道府縣聯合會トノ關係

地域別聯合會ハ道府縣聯合會ノ指導ヲ受クルモノトシ道府縣聯合會ト各産業報國會トノ中間組
織ニシテ道府縣聯合會ノ組織單位ニ非ザルモノトスルコト

名稱及目的ハ道府縣聯合會ニ準ズルコト

(五)(四) 役 員

(イ) 會 長

地域内ノ産業報國會關係者又ハ關係官廳職員中ヨリ會員ノ推薦シタル者ニ對シ道府縣聯合會
長之ヲ委囑スルコト、シ、道府縣聯合會ノ未ダ設置セラレザル場合ニ於テハ地域内ノ會員協
議ノ上之ヲ決定スルコト

(ロ) 顧 問

必要アル場合ハ顧問若干名ヲ設ケ得ルコト
顧問ハ會長之ヲ委囑シ會長ガ産業報國會關係者中ヨリ委囑セラレタル場合ニ於テハ顧問中ニ

關係官廳ノ職員ヲ加フルヤウスルコト

(ハ) 幹 事 若干名

産業報國會關係者及關係官廳職員中ヨリ會長之ヲ委囑シ内若干名ヲ常任幹事トスルコト

二 事 業

本聯合會ノ目的達成ノ爲適切ナル事業ヲ行フコト

三 經 費

會員ノ會費、寄附金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコト

四 工場協會トノ關係

産業報國會ハ工場協會(工場懇話會、工業會等ヲ含ム)トハ別個ニ設置シテ連絡提携ヲ圖ルト共
ニ本聯合會ノ充實發展ニ伴ヒ漸次工場協會ヲ之ニ統合スルコト

厚生省發給第三六號

昭和十四年五月二十日

應 府 縣 長 官 殿

(東京府知事ヲ除ク)

厚生省勞働局長

産業報國會ノ組織並ニ事業等ニ關スル件

産業報國會ノ設置並ニ其ノ要綱ニ關シテハ屢ニ依命通牒ノ次第モ有之銳意御配慮中ノコト、被存

候處道府縣又ハ地域別聯合會ノ組織並ニ事業等ニ付テハ特ニ左記諸點ニ御留意相煩度

一 組織ニ付テ

(一) 會 員

産業報國會ヲ以テ會員トスルモ地域外ノ本社ニ産業報國會ヲ有シ各事業場ニ其ノ支會又ハ分會等ヲ設クルモノニ付テハ其ノ支會又ハ分會等ヲ會員トスルコト

(二) 役 員

(1) 理事幹事等ノ役員ニ付テハ會員ノ將來ノ増加ヲ考慮ニ入レ定員ハ之ヲ定メズ其ノ任命モ當初ヨリ多數ニ失スルコトナク實際ノ運用ニ鑑ミテ必要ニ應ジ之ヲ増員スルコト

(2) 産業報國會關係者中ヨリ委囑スル役員ハ個々ノ産業報國會ノ會長、顧問、一般會員等産業報國會ニ關係アル總テノ者ノ中ヨリ選定シ得ルモ本聯合會ノ圓滿ナル運営ヲ圖ル爲其ノ調和ニ特段ノ工夫ヲ加フルコト

尙産業報國聯盟關係者ヨリモ之ヲ選定スルモ支障ナキコト

(3) 道府縣聯合會ノ關係官應職員中ヨリ委囑スル役員ニハ道府縣警察部、學務部、總務部又ハ經濟部關係職員及左記關係官應職員ニ就キ適宜考慮スルコト

- 一、陸海軍ノ管理官若ハ監督官、師團司令部附少將附佐官及憲兵隊關係者
- 一、鑛山監督局長、鑛政課長
- 一、其ノ他

(4) 勞務委員ハ産業報國會ノ職員側委員、勞務者側委員等ノ産業報國會ノ實情ニ通ゼル者ヲ選定

二 事業ニ付テ
スルコト

聯合會ニ於テハ當面左ノ事業ヲ行フコトトシ聯合會ノ充實ニ伴ヒ漸次事業ヲ擴充スルコト

- (一) 産業報國精神ノ普及徹底
- (二) 産業報國會ノ設置勸奨
- (三) 産業報國會ノ指導及連絡
- (四) 産業報國會ヲ指導スベキ人物ノ養成
- (五) 目的達成上聯合會ニ於テ共同ニ實施スルヲ適當トスル教養、福利、共濟其ノ他各般ノ事業

三 運用上ノ注意

(一) 産業報國聯合會ノ役員ニ對シテハ産業報國運動ニ對スル認識ト熱意トヲ充分ニ持タシメ率先シテ産業報國會ノ指導及連絡ニ當ラシムル様指導スルコト

(二) 理事、幹事等ノ役員ヲ時々招集シテ聯合會ノ目的達成上必要ナル各般ノ問題ニ付考究スルコト
産業報國會會長ノ本運動ニ對スル熱意ノ如何ハ目的達成上至大ノ影響アルヲ以テ會長ヲ招集スル場合ハ已ムヲ得ザル場合ノ外會長自身ヲ出席セシムル様指導スルコト

(四) 工場協會加盟ノ事業場ニシテ産業報國會ノ未ダ設置ナキモノニ對シテハ之ヲ設置セシメテ漸次工場協會トノ統合ノ促進ヲ圖ルコト

(五) 勞務委員制度ハ事業場内ノ一般會員ノ意思ヲ下意上達シ聯合會ニ反映セシムル趣旨ニ付其ノ人選ニ意ヲ用フルト共ニ常任理事又ハ常任幹事等ハ勞務委員會ニ出席シテ其ノ圓滑ナル運用ヲ圖ルコト

昭和十四年五月二十二日

應府縣長官殿

(東京府知事ヲ除ク)

厚生省勞働局長

産業報國會ノ指導方策要綱ニ關スル件

勞資一體産業報國會ノ具現スベキ各事業場ニ於ケル産業報國會ノ設置勸奨ニ關シテハ各位ノ努力ニヨリ順調ナル進展ヲ示シツ、アリ今後共引續キ之ガ勸奨ヲ爲スト共ニ既設ノ産業報國會ニ適切ナル指導ヲ加ヘテ之ヲシテ眞ニ其ノ使命ヲ達成セシムルノ要極メテ緊切ナルモノ有之此ノ點ニ關シテハ鋭意御配慮中ノコト、被存候處別記産業報國會指導方策要綱ヲ御諒承ノ上指導ノ萬全ヲ期セラル、様致度

産業報國會指導方策要綱

一 指導目標

今や國家ノ總力ヲ擧ゲテ東亞新秩序建設ノ聖業ニ邁進スベキノ時ニ當リ産業ノ國家的的使命愈々重キヲ加フルニ鑑ミ全産業人ヲシテ皇國産業ノ使命ヲ充分ニ認識セシメ産業ヲ通ジテ國家ニ報ジ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ決意ヲ益々鞏固ナラシメザルベカラズ茲ヲ以テ産業報國會ノ精神ヲ一段ト普及徹底セシメ勞資眞ニ一體トナリテ産業ニ精勵スルト共ニ非常時國策ニ協力シテ産業報國會ノ實ヲ擧ゲシムル様指導スルコト

二 當面ノ指導重點

本運動ガ所期ノ效果ヲ擧グル爲ニハ産業報國會内ニ於テ其ノ指導ノ任ニ當ル者ガ本運動ノ本質使命ヲ充分認識シ率先シテ之ニ當ルコトヲ第一義トスルト共ニ本運動ノ消長ハ勞資ヲ融合一體タラシムル懇談會ガ其ノ機能ヲ發揮シテ全會員ノ希望ト熱意トヲ繋ギ得ルヤ否ヤニ存スル所大ナルヲ以テ當面ノ指導ハ左ノ點ニ主力ヲ注グコト

(一) 産業報國會ヲ指導スベキ人物ノ養成

産業報國會ノ會長、懇談委員其ノ他勞務係員等ヲシテ産業報國會ノ指導者タルニ適切ナル人物タラシムル様産業報國會及産業報國會聯盟ヲ活用シ又ハ道府縣直接ニ之ガ養成ニ努ムルコト

(二) 懇談會ノ指導

(イ) 懇談會ヲ中心トシテ勞資一體産業報國會ノ實ヲ擧グベキ各般ノ問題ニ亘リ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲテ相互ノ理解ヲ深メ眞ニ人格ノ融合一致ヲ實現スル様指導スルコト

(ロ) 事業場ノ實情、勞務管理ノ實績、事業ノ種類、規模等ヲ斟酌ノ上役員ノ選任方法、懇談會ノ構成、懇談事項等ニ關シ從業員ノ意思反映ノ適否ヲ充分吟味シ、産業報國會ノ目的達成上不適當ナリト思料セラル、モノアルトキハ漸次之ヲ是正スルニ努メシメソノ機構ノ整備充實ヲ圖ラシムルコト

(ハ) 會員ト懇談委員トハ緊密ナル連絡ヲ保タシメ各般ノ問題ハ懇談委員ヲ通ジテ遠慮ナク懇談會ニ提出シテ會員ノ意向ヲ充分ニ反映セシムル様指導スルコト

(ニ) 會長ハ自ラ各般ノ事項ヲ懇談會ニ提出シテ懇談會ヲ有效ニ活用スルト共ニ懇談委員ニモ懇談事項ノ提出ヲ勸奨シ會員側ノ提出事項ニ付テハ懇切丁寧ニ取扱ヒ以テ懇談會ヲシテ名實共ニ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲ得ル會合タラシムル様指導スルコト

(ホ) 懇談會ニ於テハ會員相互ノ自肅自戒並ニ銑後生活刷新其ノ他非常時國策ニ協力スル各種ノ懇談申合ヲ爲サシムルコト

三 事業ノ計畫及整理

産業報國會ニ於テ實施スルヲ適當ト認メラルル事業ヲ新規ニ計畫セシムルト共ニ既存事業中産業報國會ノ事業トシテ適當ナルモノハ漸次産業報國會ノ事業ニ移ス方法ヲ講ゼシムル様指導スルコト

四 官廳ト産業報國會トノ連絡
懇談會ノ懇談ニ圓滑ヲ缺ク虞アル場合ハ豫メ申出デシメ必要ナル措置ヲ講ジ得ル様常ニ産業報國會ヲシテ官廳トノ連絡ヲ緊密ナラシムル様指導スルコト

五 指導機關ノ相互連絡
廳内關係部課ハ勿論關係道府縣、鑛山監督局等ノ關係官廳並ニ産業報國聯盟、産業報國聯合會等ノ各指導機關トノ緊密ナル連絡ヲ保チ指導上齟齬ヲ來サザル様留意スルコト

厚生省發第第三〇號

昭和十四年六月七日

各鑛山監督局長殿

厚生省勞働局長
商工省鑛山局長

産業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒

皇國産業ノ本義タル勞資一體産業報國精神ノ普及徹底ヲ目的トスル産業報國運動ニ關シテハ從來格別ノ御配慮ヲ相煩居候處先般標記ノ件ニ關シ別添寫ノ通地方長官宛依命通牒相成候ニ付テハ本聯合會設置ノ趣旨ニ鑑ミ貴管下鑛山方面ノ産業報國會(鑛業報國會)ヲモ之ガ會員タラシムルト共ニ貴官及貴局關係官ニ於カレテモ關係道府縣ノ聯合會ニ役員トシテ參加スル等特ニ御協力相煩度

厚生省發第第四三號

昭和十四年六月七日

厚生省勞働局長
商工省鑛山局長

各鑛山監督局長殿

鑛業報國聯合會ノ設置ニ關スル件依命通牒

産業報國運動ニ關シテハ特段ノ御協力相煩居候處必要アルトキハ貴官ヲ中心トシテ貴管下鑛山方面ノ産業報國會(鑛業報國會)ヲ以テ官民協力ノ指導連絡組織トシテ鑛業報國聯合會ヲ設置相成候致度
追テ右聯合會ノ設置ニ當リテハ概ネ左記諸點ニ御留意相成度

記

- 一名 稱 例ハ本欄同地方鑛業報國聯合會
- 二組 織 道府縣聯合會ニ準ズルコト
- 三役 員 關係道府縣職員ヲ加フルコト

四 官廳間ノ連絡

鑛山監督局ト關係廳府縣トノ間ニ連絡協議會ヲ設置シ本聯合會ト道府縣聯合會トノ指導連絡上ノ大綱ヲ定ムル等指導ノ二途ニ出デザル様特段ノ工夫ヲ加フルコト

勞務第一三八號

昭和十四年六月十日

厚生省勞働局長

廳府縣長官殿

(東京府知事ヲ除ク)

鑛山方面ニ於ケル産業報國會(鑛業報國會)ノ取扱方

ニ關スル件

今般各鑛山監督局長宛別添一及二ノ通り通牒致候條貴官及貴廳關係職員モ適宜關係鑛業報國會ノ役員トシテ參加セラルル等鑛山監督局及鑛業報國會トノ連絡協力ニ付テハ特段ノ御留意相煩度別添(一)ハ前掲厚生省發勞第三〇號別添(二)ハ前掲厚生省發勞第四三號ニ付省略

厚生省發勞第六八號

昭和十四年九月十五日

廳府縣長官殿

(東京府知事ヲ除ク)

厚生省勞働局長

興亞奉公日ニ於ケル産業報國會ノ行事ニ關スル件

興亞奉公日ノ設定ニ關シテハ疊ニ内閣書記官長、文部内務兩次官連名通牒ノ次第モ有之既ニ夫々御配慮中ト存候處事業場ノ特殊性ニ鑑ミ産業報國會ノ設置ヲ見タル事業場ニ於テハ興亞奉公日ヲ産業報國會ノ運動トシテ取リ上ゲ興亞奉公日ノ一般實施事項ノ外左記參考例ニ準ジ適宜計畫實施セシムル様致度
尙會長訓示、會員答辭、役員ノ講演、講話ハ必ず實施致ス様御指導相成度

記

一 興亞奉公日ノ舉式

(一) 集合整列(就業時刻前ノ一定時ニ全會員集合整列スルコト)

(二) 國旗掲揚

(三) 宮城遙拜

(四) 國歌齊唱

(五) 戰歿英靈並ニ出征將士ニ對スル感謝默禱

(六) 會長訓示 (會長ハ産業報國會ノ綱領朗讀後時局認識、産業報國精神ノ昂揚實踐等ニ付垂範的訓示ヲ行フコト)

(七) 會員代表答辭 (産業報國會ノ綱領朗讀後答辭ヲ爲スコト、尙職員タル會員相當多數アルモノニ在リテハ職員タル會員及勞務者タル會員中ヨリ各答辭セシムルヲ可トス)

追而當日早朝神社參拜等ヲ計畫實施スルモノニ在リテハ特ニ興亞奉公日ノ舉式ヲ要セザルモ會長訓示、會員代表答辭ヲ其ノ行事ニ繰込ムコト

二 講演、講話 (休憩時間ヲ利用シテ産業報國會役員中ヨリ順次講師ヲ選定シテ時局其ノ他ノ講演、講話ヲ爲スコト)

三 其ノ他慰問文ノ發送、生活刷新ノ申合、經營合理化、能率増進ノ研究會開催等

